

平成26年3月31日発行 ～特別支援教育通信7号～

特別支援教育通信

第7号

特集 学校教育法施行令の一部改正と適切な就学の推進

■編集■ 東京都教育庁都立学校教育部特別支援教育課
東京都特別支援教育推進室
電話 03-5228-3433
ファクシミリ 03-5228-3459

挨拶

「障害のある幼児・児童・生徒の就学相談に当たって」

教育庁都立学校教育部特別支援教育課
課長 星 政典

東京都教育委員会は、学校教育法施行令（以下「政令」という。）の一部改正を受け、「幼児・児童・生徒の就学相談に当たって（通知）」（平成26年2月28日付25教学特第1351号）を通知しました。

本通知は、障害のある幼児・児童・生徒（以下「児童・生徒等」という。）の可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加を目指すためには、障害の種類や程度に応じた教育の場の整備と適切な就学の推進が大切であるという都教育委員会の従来からの方針を踏まえています。

また、障害のある児童・生徒等の就学先の決定に当たっては、政令の一部改正と同様、一人一人の年齢及び能力に応じ、かつ、特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう、障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況、その他の事情を総合的に勘案して判断することと示しました。さらに、就学先の判断については、児童・生徒等の保護者に対して了解を得ることとしております。

これらのことについては、基本的にこれまで各区市町村教育委員会に対して都教育委員会がお願いしてきた内容です。各区市町村教育委員会においては、引き続き、丁寧な就学相談を実施してください。

今後、政令の一部改正に伴い、各区市町村教育委員会には、就学相談を受ける保護者に対して、より早期からの就学前機関との連携や適切な保護者への相談、情報提供が求められるようになりますので、相談支援体制の整備と充実を図っていただきますようお願いいたします。

さて、本号では政令の一部改正と、適切な就学の推進に関わる早期連携や教育相談事業の概要を御報告しています。あわせて、個別の教育支援計画を生かした就労支援の事例と新規に開校する都立特別支援学校を御紹介しています。区市町村教育委員会をはじめ、各関係諸機関、保護者、都民の皆様におかれましては、本号をお読みいただき、特別支援教育の推進について、なお一層の御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

障害のある児童・生徒等の就学先決定について

「学校教育法施行令の一部改正について(通知)」(平成25年9月1日付25文科初第655号)の主旨

障害が学校教育法施行令第22条の3の表に規定する程度の者(以下「視覚障害者等」という。)の就学に関する手続について、以下の規定を整備した。(平成25年9月1日施行)

(1) 就学先を決定する仕組みの改正(第5条及び第11条関係)

視覚障害者等のうち、区市町村教育委員会が、障害の状態、教育上必要な支援、地域における教育の体制の整備の状況、その他の事情を総合的に勘案して、特別支援学校への就学が適当であると認めたと者を「認定特別支援学校就学者」として特別支援学校へ就学

(2) 障害の状態等の変化を踏まえた転学(第6条の3及び第12条の2関係)

障害の状態の変化のみならず、支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況、その他の事情の変化等によっても、特別支援学校と小・中学校間の転学が検討できる規定

(3) 視覚障害者等による区域外就学等(第9条・第10条・第17条・第18条関係)

視覚障害者等の区域外就学等の手続を整備

(4) 保護者及び専門家からの意見聴取の機会の拡大(第18条の2関係)

視覚障害者等について、小学校・中学校・特別支援学校への就学・転学の際に、保護者及び専門家の意見聴取の機会を拡大

「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)」(平成25年10月4日付25文科初第756号)の主旨

○障害のある児童・生徒等の就学先の決定

【障害のある児童・生徒等の就学先の決定に当たっての基本的な考え方】

- ・障害のある児童・生徒等が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、必要な施策を講じること。
- ・区市町村教育委員会は、障害のある児童・生徒等及びその保護者に対し、就学に関する手続等についての十分な情報の提供を行うこと。また、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重すること。

【小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校への就学】

- ・区市町村教育委員会は、障害のある児童・生徒等の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況、その他の事情を勘案して、就学先を決定し、適切な教育を行うこと。

○早期からの一貫した支援について

【教育相談体制の整備】

- ・区市町村教育委員会は、医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した教育相談体制の整備を進めること。

【個別の教育支援計画等の作成】

- ・早期からの一貫した支援のためには、障害のある児童・生徒等の情報について、本人・保護者の了解を得た上で、その扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有し活用していくこと。
- ・区市町村教育委員会は、障害のある児童・生徒等に関する情報を一元化し、個別の教育支援計画等として小・中学校等へ引き継ぐなどの取組を進めること。

【就学先等の見直し】

- ・就学時に決定した「学びの場」は、固定したものではなく、柔軟に転学ができることを関係者の共通理解とし、必要に応じて個別の教育支援計画等を見直し、就学先等を変更できるようにしていくこと。

【就学支援委員会】

- ・区市町村教育委員会に設置されている「就学支援委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から機能の拡充を図ること。

【報告1】早期連携・早期支援の充実に関するモデル事業 ～「気付き、寄り添い、つなぐ」早期発見・早期連携・早期支援の充実に向けて～

1 福祉と教育が一体化した早期からの支援

モデル地区に指定した立川市においては、子ども家庭支援センターと市教育委員会（特別支援教育課）を統合させた組織（子ども未来センター）を設置し、福祉と教育が一体化した早期発見・早期連携・早期支援の充実を図っている。

このような、福祉と教育を統合させた組織は、障害のある幼児・児童等の早期発見・早期支援に有効であった。

2 「気付き・寄り添い・つなぐ」

本事業では、就学時健康診断や巡回相談等により、保護者の気付きを促すとともに、保護者の心情に寄り添うための身近な相談機会の確保、関係機関（医療・福祉・教育等）の連携を促進し、支援をつなぐための、関係者の「顔が見える」関係作りを重視した。主な取組と成果を以下に示す。

表1 本事業の主な取組と成果

項目	取組と成果
○子ども未来センターを中心とした関係部署間の連携促進	○関係部署間の定期的な連絡会議の実施 ・子ども未来センターにおいて、月1回、連絡会議を開催することで、市の関係部署間の緊密な連携が図られた。 ○発達相談事業への就学相談員の関与 ・子ども未来センターの発達相談事業に随時、就学相談員が参加し、行動観察等を行うことで、円滑に就学相談へつながった。
○身近な場所における早期発見・早期支援の取組	○窓口の一本化と身近な相談体制の構築 ・「子育てひろば」「乳幼児の一時預かり保育」「ファミリー・サポート・センター」等への相談窓口を一本化するとともに、市民へ広く周知することで、早期発見・早期支援の促進が図られた。
○幼稚園・保育所への巡回相談の充実及び園内の支援体制の整備と研修会の実施	○巡回相談の工夫 ・発達支援係が市内全ての幼稚園・保育所に巡回相談を実施し、適切な指導や就学支援シートの作成に関する助言を行うことで、適切な情報が引き継がれ、小学校等と幼稚園・保育所の連携が進んだ。 ・巡回相談での助言等を受け、園内の環境整備、支援体制の整備が進んだ。 ○幼稚園・保育所と小学校の合同研修の実施 ・幼稚園・保育所・小学校の教員等を対象にした合同研修会を実施することで教員等の専門性が向上するとともに、関係性の構築が図られた。
○就学支援シートの活用と小学校等への支援等の引継ぎ	○就学支援シートの書式の変更 ・保護者が就学支援シートを書きやすくするとともに、担任等が読みやすくし、個別指導計画の作成に生かすために、書式の変更を行った。これにより、就学前機関から小学校等へ適切な支援に関する情報の引継ぎが円滑になった。
○就学時健康診断の在り方の工夫	○就学時健康診断における行動観察 ・就学時健康診断を気付きの機会として捉え、集団の行動観察を行うとともに、保護者に対して就学相談の意義を周知することで、支援が必要な子供を、就学相談へつなげた。

3 今後の課題

区市町村において、早期発見・早期連携・早期支援の促進を図るためには、子育て等に悩みを抱えている保護者の身近な場所での相談の実施。保護者の申請から始まる相談だけでなく、支援機関から積極的に手を差し伸べる方法の工夫。幼稚園・保育所等の教職員の理解啓発・専門性向上を図る研修。などについて、充実させる必要がある。

【報告2】適切な就学を推進する都立特別支援学校の教育相談機能の充実事業 ～保護者支援の充実・促進の視点からの取組～

1 保護者の参画による保護者支援の充実

都立特別支援学校の教育相談機能を充実させ、就学期の子供の保護者に対して、十分な情報提供を行うために、これまでの教員による情報提供だけでなく、都立特別支援学校に在籍する児童・生徒等の保護者の参画による、保護者のニーズに応える情報提供の充実を図った。

2 区市町村教育委員会と特別支援学校等の連携による就学相談の工夫

区市町村教育委員会から委嘱された特別支援学校の教員と区市町村の就学相談担当者が、子供が就学前に療育・保育等を受けている就学前機関等で合同の行動観察を行うことにより、初めての場所や慣れない環境における相談等に対する保護者や子供の不安や負担の軽減を図るとともに、行動観察の結果を就学支援委員会における検討に活用できるようにした。

表2 本事業の重点と主な取組と成果

重点項目	取組と成果
○保護者の参画による保護者支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・就学期の保護者のニーズを整理し、保護者の視点からの情報提供を図ることで、学校教育への移行に向けて家庭で必要となる取組がなされた。 ・保護者同士が話のできる場を設定することにより、就学に関することや教育内容等の十分な情報提供ができ、保護者の不安等を軽減した。
○区市町村教育委員会と特別支援学校等の連携による就学相談の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・区市町村教育委員会と都立特別支援学校が連携して合同による行動観察を実施することで、子供の実態把握に関する情報の共有化を図ることができた。 ・幼児が在籍する就学前機関での行動観察の実施により、幼児及び保護者の負担軽減を図るとともに、就学前機関との連携を促進した。

3 都立特別支援学校の教育相談機能の充実に関する留意事項

(1) 教職員と保護者の連携による教育相談体制の整備

ア 組織的に保護者の参画を促進させるために、教育相談担当部署とPTA組織が連携し、学校公開や一日体験入学において、保護者と教員からの多面的な情報提供を行う。

イ 就学期の保護者のニーズを的確に把握するとともに、保護者にとって分かりやすい情報提供の方法や就学に関する説明資料等を工夫する。

(2) 都立特別支援学校のセンター的機能を有効活用した支援

ア 各障害種別の特別支援学校の専門性を生かし、特別支援学校と小・中学校等との相互の連携により、区市町村教育委員会の就学相談を支援する。

イ 必要により東京都特別支援教育推進室と都立特別支援学校が連携し、区市町村教育委員会の就学相談への支援に当たる。

4 今後の課題

区市町村教育委員会が行う就学相談において、区市町村教育委員会と都立特別支援学校の役割を明確にし、それぞれの役割を担う必要がある。

そのために、就学相談の流れや、就学相談と教育相談の違い等について、関係者が正しく理解するための研修等の充実を図る必要がある。

【報告3】 個別の教育支援計画を生かした就労支援の事例

都立特別支援学校では、個別移行支援計画を含む、個別の教育支援計画を活用して、在学中の進路指導及び就労支援や高等部卒業後の生活を見通した支援の充実を図っています。

今回は、都立青峰学園肢体不自由教育部門（高等部）の進路指導において、自らが進路先を選択し、就職に至った生徒の事例を紹介します。

星野 皓太(ほしの こうた)さん (社福)東京武尊会 青梅河辺温泉デイサービスセンター湯梅の郷 勤務

中学校時代は、「仕事」を具体的に想像できず、車椅子に座ったまま出来る仕事は「事務」なんだと思っていました。高等部に入学し、合計5か所で実習して、就職には仕事内容だけでなく、コミュニケーションが大切だということを学び、周りの方と会話するよう心掛けました。最近は任される仕事が増えて、責任を感じるようになりました。これから、より多くの仕事が任されるようになりたいと思います。

総務課長 俵谷 昌嗣 様

彼を学校から紹介された時は、パソコンの資格も取得していて、仕事への意欲が感じられました。まだ経験も浅く、仕事の上で失敗もあると思いますが、今後も見守っていきたいと考えています。また、事業所の仕事に活用できる資格取得にも意欲的に挑戦して欲しいと願っています。



星野 陽太(ほしの ようた)さん (社福)長淵福祉会 特別養護老人ホーム第2カントリービラ青梅 勤務

中学校の時は「とりあえず就職」、漠然と事務の仕事に就きたいと思っていました。高等部に入学し、市の社会福祉協議会や製薬会社などでの実習を重ねる中で、仕事においてパソコンを扱う仕事がしたいという気持ちが固まり、実習にのぞみました。今の職場に就職を希望した理由は、「職員の仲が良く職場の雰囲気が良い。車椅子のまま作業ができる。自力で通勤できる。」からです。今後は、更に仕事を覚えて、職場に貢献したいです。

事務長 小嶋 誠治 様

学校からの提案を受け、法人として障害者雇用に取り組むこととなりました。実習を通して、彼は福祉の職場に合っていることを確認できました。現在も仕事をまじめにこなし、積極的に頑張っています。是非、もっと新しい仕事を覚えていって欲しいと思っています。



保護者 星野 美雪 様

高等部に入学してからは本人の自覚も育ち、面談などを通じて学校や実習先の企業、支援機関の方々に支えられている実感を持ちました。ただ、就職先についてはとても不安で、高等部卒業後は職業訓練を受けることを想定していました。しかし、本人たちから「就職」したいと聞き、そのための実習や相談を経て就職につながり、大変うれしく思っています。また、職場がバリアフリーになっており、活動の制限がない就職先を御紹介いただいたこと、本当に感謝しています。合宿で運転免許を取得するなどの経験等を通し、大きく成長しました。将来は自立して欲しいと願っています。

都立青峰学園 進路指導部 主任教諭 小田部 恵

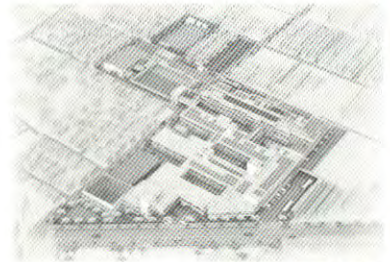
本人や保護者との個別の教育支援計画作成に伴う面談などを通じ、就職先については、事務の中でもパソコンを扱う仕事したいという本人の希望を中心に進路指導を進めました。

さらに、就職先の選択肢を広げ、卒業後の生活にも役立つ運転免許の取得を目指すことになりました。就職につながる現場実習については、東京都教育委員会の就労支援事業による合同説明会に参加された企業の中で、通勤の負担が少なく、バリアフリーの職場環境が整っている地元の高齢者施設に協力を依頼しました。結果、本人たちの努力や職場の理解もあり就職することとなりました。このように、本校では、生徒本人の主体性を重視し、個別の教育支援計画を基に、職場とのマッチングや卒業後の生活も見据えた進路指導と、東京都教育委員会や関係機関との連携による就労支援の充実に努めています。

新しい都立特別支援学校の紹介

都立鹿本学園

(平成26年度開校)



校舎完成予想図

- 設置教育部門 肢体不自由教育部門・知的障害教育部門
- 設置学部 肢体不自由教育部門（小学部・中学部・高等部）
知的障害教育部門（小学部・中学部）
- 通学区域（肢体不自由教育部門）江戸川区・葛飾区の全域
（知的障害教育部門）江戸川区の全域

○学校の特徴

- 1 都教育委員会指定「言語能力向上拠点校」として、言語活動に関する指導の充実を図ります。
- 2 両部門の指導に関する専門性の相互活用や施設・設備の相互利用による指導の充実を図ります。
- 3 外部専門家の助言や学校介護職員との連携など、チームアプローチを生かした指導体制を実現します。
- 4 児童・生徒一人一人に応じた認知やコミュニケーションに関する指導の充実を図ります。
- 5 肢知併置校の特色を生かし、両部門の児童・生徒がともに学びあう機会を設定します。

[所在地] 〒133-0044 東京都江戸川区本一色二丁目24番11号

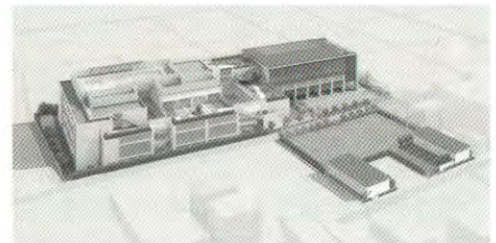
[電話番号] 03-3653-7355（代表）

[アクセス] JR総武線 新小岩駅南口③バス乗り場から京成バス：新小71系統「江戸川スポーツランド行」又は「瑞江駅行」に乗りし、「菅原橋」で下車、徒歩5分

※肢知併置校である都立鹿本学園の開校に伴い、都立江戸川特別支援学校、都立小岩特別支援学校は閉校します。都立白鷺特別支援学校は、中学部の都立鹿本学園への段階的な移行を経て、高等部単独校になります。

都立青山特別支援学校

(平成26年度開校)



校舎完成予想図

- 設置教育部門 知的障害教育部門
- 設置学部 小学部・中学部
- 通学区域 港区の全域、
千代田区・目黒区・渋谷区のそれぞれ一部

○学校の特徴

本校は高度な都市機能をもち、歴史的文化財等が多く、外国大使館が集まっている地域に立地し、将来、地域の中で自立と社会参加に向けて、特色ある教育活動に取り組みます。

- 1 児童・生徒の興味・関心を高めるとともに広げ、ITを活用した学習活動の充実を図ります。
- 2 歴史的に由緒ある建造物等を活用した調べ学習や校外学習の充実を図ります。
- 3 交通安全教育や国際理解教育、外国語活動（英語）の充実を図ります。

[所在地] 〒107-0062 東京都港区南青山二丁目33番77号

[電話番号] 03-3471-9203（代表）

[アクセス] 都営地下鉄大江戸線、東京メトロ銀座線・半蔵門線「青山一丁目」駅から徒歩5分
東京メトロ銀座線「外苑前」駅から徒歩10分

※都立青山特別支援学校の開校に伴い、都立港特別支援学校は高等部単独校になります。

新たな都立知的障害特別支援学校高等部職業学科について

都立足立特別支援学校高等部職能開発科

(平成26年度設置)

○設置学科 職能開発科

○通学区域 東京都全域

○職能開発科の特色

- 1 知的障害の程度が軽度から中度の生徒を対象
- 2 徹底した進路指導による就労率100%の実現
- 3 少人数ゆえのきめ細やかな教科指導と生活指導
- 4 企業現場と学校とが連携した循環型の週一回企業実習

【所在地】 〒121-0061 東京都足立区花畑七丁目23番15号

【電話番号】 03-3850-6066 (代表)

【アクセス】 東武スカイツリーライン谷塚駅から東武バス「桑袋団地」行き「草加記念体育館」下車、徒歩2分
常磐線綾瀬駅から東武バス「花畑団地」行き「花畑団地」下車、徒歩10分



都立東部地区学園特別支援学校(仮称)

(平成27年度開校予定)

○設置教育部門 肢体不自由教育部門※1・知的障害教育部門※2

○通学区域 東京都全域(高等部就業技術科)

○就業技術科の特色

- 1 知的障害の軽い生徒を対象
- 2 生徒全員の企業就労を目指した教育と進路指導
- 3 専門的な職業教育4コースを設定

【所在地】 〒125-0032 東京都葛飾区水元一丁目24番1号

【アクセス】 JR常磐線金町駅・京成線京成金町駅から京成バス「西水元3丁目」「大場川水門」行き、「中央公園前」「ふれあいの家」下車徒歩1分
(他に亀有駅、綾瀬駅からバス有り)



校舎完成予想図

※1: 肢体不自由教育部門(小・中学部、高等部普通科)は、平成29年度開設予定です。

※2: 平成26年度から新入生の入学に関する相談が始まります。入学者選考に関しましては、開設準備室のホームページ、学校説明会等で御案内するほか、下記連絡先までお問い合わせください。

【問合せ先】 東京都特別支援教育推進室

TEL. 03-5228-3433

都立東部地区学園特別支援学校(仮称)開設準備室 TEL. 03-5699-0141(都立水元特別支援学校内)

都立知的障害特別支援学校高等部職業学科入学者決定の改善について

東京都教育委員会は、都立知的障害特別支援学校高等部就業技術科に加え、職能開発科を設置することから、「東京都立知的障害特別支援学校高等部職業学科入学相談検討委員会」を設置し、平成27年度以降の高等部職業学科の入学者決定の改善について検討しました。詳細については、「東京都立知的障害特別支援学校高等部職業学科入学相談検討委員会報告書※」を御覧ください。

※ホームページアドレス http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/buka/gakumu/tokushi_kaizen.htm

1 報告書の概要

改善の視点等	平成27年以降の高等部職業学科入学者決定の改善の方針
志願者の負担軽減	○就業技術科、職能開発科に共通する1回の「適性検査」と出願校での面接で入学者を決定する。
職業学科が求める入学者の確保	○軽度から中度の志願者の知識や能力、就労意欲等を的確に把握するため、共通の「適性検査」と各校での「個別面接」を実施する。 ○応募倍率公表後の「志願の変更」を実施する。 ○就業技術科の合格者発表後、職能開発科への出願を可能とする。
入学者決定の実態に即した適切な表現	○都立高等学校入学者選抜での用語を参考に、分かりやすい表現に改める。

2 今後の取組

- (1) 「平成27年度入学者東京都立知的障害特別支援学校高等部職業学科入学者募集要項」の作成・周知
- (2) 「適性検査の出題方針」及び「適性検査の内容例」の作成・公表
- (3) 「適性検査及び面接の配点」の公表等による、入学者選考の透明性の向上

障害のある幼児・児童・生徒の就学・入学相談結果の推移

表3 就学相談結果（義務教育）平成25年4月1日現在（人）

入学年度	総受付件数 *1	区市町立 就学相談件数 *2	区市町村立小・中学校就学決定				受付後転居等	東京都 就学相談件数 *3	都立特別支援学校就学決定					受付後転居等	
			就学先内訳						就学先内訳						
			小・中 学 校 就 学 決 定 数	区 市 町 立	特別 支援 学 校	通常 の 学 級			特別 支援 学 校	区 立	視 覚 障 害	聴 覚 障 害	肢 体 不 自 由		知 的 障 害
平成21年度	4,653	3,895	3,606	2,504	1,075	27	289	758	746	20	50	188	488	0	12
平成22年度	4,900	4,166	3,874	2,866	985	23	292	734	719	14	69	162	473	1	15
平成23年度	5,265	4,493	4,074	2,869	1,184	21	419	772	756	9	45	192	510	0	16
平成24年度	5,402	4,621	4,193	2,819	1,351	23	428	781	768	22	64	155	526	1	13
平成25年度	6,080	5,253	4,789	3,339	1,418	32	464	827	811	13	49	153	596	0	16
増△減	678	632	596	520	67	9	36	46	43	△9	△15	△2	70	△1	3

- *1 東京都全体での就学相談の総受付件数は、6,080人で、前年度より678人増加しました。
- *2 区市町村立小・中学校等への就学者は、4,789人で、前年度より596人増加しました。
- *3 平成25年度就学者のうち、都立特別支援学校への就学者は811人で、前年度より43人増加しました。

表4 就学相談者数（区域外就学、施設を除く）と都立特別支援学校への就学決定者数の推移

入学年度	A 全就学児童・生徒数（人）	B 就学相談者数（人）	C 全体比 B/A（%）	D 都立特別支援学校 就学決定者数（人）	E 就学者比 D/A（%）
平成21年度	168,271	4,653	2.77%	746	0.44%
平成22年度	168,633	4,900	2.91%	719	0.43%
平成23年度	168,690	5,265	3.12%	756	0.45%
平成24年度	166,331	5,402	3.25%	768	0.46%
平成25年度	171,450	6,080	3.55%	811	0.47%

- 障害のある児童・生徒の「就学相談者数（表4のB）」は、年々増加しています。
- 「全就学児童・生徒数に対する障害のある児童・生徒の就学相談者数の全体比（表4のC）」についても増加傾向にあります。
- 「全就学児童・生徒数に対する都立特別支援学校への就学者比（表4のE）」は、ほぼ横ばいとなっています。

表5 都立特別支援学校就学児童・生徒数（学部別）の推移 平成25年4月1日現在（人）

入学年度	都立特別支援学校全体			障害種別・学部内訳														
	合 計	学部内訳		視覚障害			聴覚障害			肢体不自由			知的障害			病弱		
		小学 部	中学 部	小学 部	中学 部	小 計	小学 部	中学 部	小 計	小学 部	中学 部	小 計	小学 部	中学 部	小 計	小学 部	中学 部	小 計
平成21年度	746	541	205	9	11	20	34	16	50	166	22	188	332	156	488	0	0	0
平成22年度	719	494	225	9	5	14	41	28	69	140	22	162	304	169	473	0	1	1
平成23年度	756	552	204	7	2	9	36	9	45	176	16	192	333	177	510	0	0	0
平成24年度	768	543	225	11	11	22	45	19	64	137	18	155	349	177	526	1	0	1
平成25年度	811	587	224	9	4	13	33	16	49	132	21	153	413	183	596	0	0	0
増△減	43	44	△1	△2	△7	△9	△12	△3	△15	△5	3	△2	64	6	70	△1	0	△1

表6 平成25年度入学者 都立特別支援学校入学相談結果（幼稚部・高等部）（人）

入学年度	幼 稚 部			高等部(普通科・保健療科) ※職業コース等を除く							高等部(専攻科)				高等部(職業学科・職業コース)		
	視 覚 障 害	聴 覚 障 害	計	視覚障害		聴 覚 障 害	肢 体 不 自 由	知 的 障 害	病 弱	計	視覚障害		聴 覚 障 害	計	知的障害		
				普 通 科	保 健 理 療 科						保 健 理 療 科	理 療 科			就 業 技 術 科	職 業 コ ー ス	普 通 科
平成21年度	6	33	39	21	1	45	168	1,104	3	1,342	9	13	17	39	140	16	156
平成22年度	7	31	38	23	4	49	201	1,184	6	1,467	10	16	16	42	240	16	256
平成23年度	8	35	43	23	4	48	189	1,230	2	1,496	9	18	20	47	240	16	256
平成24年度	14	32	46	23	2	45	200	1,283	4	1,557	16	7	20	43	240	16	256
平成25年度	12	32	44	20	2	57	184	1,217	2	1,482	11	8	21	40	320	16	336
増△減	△2	0	△2	△3	0	12	△16	△66	△2	△75	△5	1	1	△3	80	0	80